

## 令和6年審査の目標期間の達成状況等について（公表）

令和7年1月24日

### ● 審査期間の目標及びその達成状況について

愛媛県労働委員会は、不当労働行為事件の審査期間の目標を、申立てを受けた日から起算して概ね1年以内としています。

令和6年中に終結した事件はありませんでした。

### ● 不当労働行為事件の処理状況等

令和6年中の不当労働行為救済申立事件の係属件数は、新規2件（対前年比2件増）です。

令和6年中に終結した事件はなく、2件を翌年に繰り越しました。

事件番号	申立人	申立年月日	審査経過	終結年月日	※1 申立該当号	申立内容	終結区分	審査委員	参与委員		処理日数
									労	使	
令和6年第1号	組合	6.3.21	<b>〔調査〕</b> ①令6.6.3 ②令6.7.18 ③令6.8.27 ④令6.10.22 ⑤令6.11.26	—	1 3	不利益取扱の是正 支配介入の禁止 謝罪文の掲示 及び交付	—	(長) 大野 ・ 重松	中塚	土岐	係属中 (繰越)
令和6年第2号	組合	6.6.13	<b>〔調査〕</b> ①令6.9.25 ②令6.11.19 ②令6.11.29 ※2	—	2	団体交渉実施	—	(長) 武智 ・ 小田	菊川	柴田	係属中 (繰越)

※1 申立該当号欄については、労働組合法第7条第1号（組合員に対する不利益取扱い）、同条第2号（不誠実な団体交渉）、同条第3号（組合活動への支配介入）の別を記載しています。

※2 令和6年第2号事件の第2回調査については期日を分けて実施（被申立人 11/19、申立人 11/29）

（参 考）

労働組合法第27条の18（審査の期間）

労働委員会は、迅速な審査を行うため、審査の期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表するものとする。